

2013年1月15日

法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会  
部会長 西田典之様

社団法人 日本てんかん協会

会長 鶴井啓司



## 自動車運転による死傷事犯の罰則整備に関する要望書

貴職におかれましては、自動車運転による死傷事故を防ぐための法整備のご検討にご尽力をいただき、ありがとうございます。

本案件については、昨年4月9日付けで「刑法および運転免許制度に関する要望書」を法務大臣宛に提出し、当協会の要望を次のとおり述べさせていただきました。

1. 運転に不適切なのは病気の症状（状態）であり、病気そのものや病気のある人ではありません。病名による差別はしないでください。
2. 病気のある人に、症状（状態）によっては運転できないという社会的責任を適切に自覚するための方策を、関係機関と協力して一層推進してください。
3. 病気の症状（状態）のために運転免許証が取得できない場合には、その状態にある人の生活の不便を補填する施策を、関係省庁と協力して推進してください。

その後も当協会としては、貴部会が当協会の要望にもご配慮いただき、病名による差別にならない答申ができるものと信じ、審議の成り行きを注視してきたところです。そうした中、朝日新聞（昨年12月30日）、地方新聞（1月12日）等において、1月16日に開催予定の第5回会議に、法務省から法改正原案が提出され、「酒や薬物、発作を伴う病気の影響で死亡事故を起こした場合、15年以下の懲役とする罪を新設することが柱。（下野新聞）」といった内容の新聞報道があり、たいへん驚いています。報道された適用を狭く限定した罰則は、たとえ具体的病名が記されていないとしても、法による特定の病気に対する差別であり、受け入れ難いことです。

そこで、当協会の考えを部会委員の皆様に是非ともご理解いただきたく、改めて要望書を提出いたします。

当協会はこれまで、鹿沼事故のご遺族の要望および様々な方からの刑法に関するご意見に対し、次のような見解を示してきました。

- ① 無責任な行為の結果事故を起こした者は、その結果に対し社会の一員として社会通念相応の責任を負うべきであり、結果的に病気等が原因であっても同様

である。

- ② ただし、法律に病名を特定することは、それ自体が差別であり、同時に病気に対する差別・偏見を助長することからも反対である。
- ③ 法改正をする場合には、対象を特定するのではなく、無責任な運転者すべてが対象となるべきである。

危険運転致死傷罪は故意が前提であり、自動車運転過失致死傷罪は過失を前提とします。無責任な運転者に対して、中間類型を新たに検討される場合には、故意と過失の中間に位置する無責任性、悪質さ、あるいは危険性の定義を十分にご検討いただきますようお願いします。

そのうえで、罰則を新設される場合は定義を満たすすべての者に適用されるべきだと考えます。「飲酒・薬物」、「発作を伴う病気」の2要件に限定することはもとより、適用を病気全般に広げたとしても、公平さを欠きます。一定以上危険な状態、悪質な運転は、危険運転致死傷罪の適用要件や、過労運転、居眠り運転なども含まれるからです。

なお、道路交通法で定義する「一定の病気」とは、同施行令第33条2の3に示されている6疾患や、運用基準に示されている10疾患だけを指すものではありません。同施行令第33条2の3第3号の3に「前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる恐れがある症状を呈する病気」が規定されており、警察庁の解釈も、この条項によりあらゆる病気が同法の対象となるとしております。

以上から当協会は、安全な道路環境の整備と法の下の平等の遂行を願い、悪質な運転に対する新規罰則に関して、以下のとおり要望いたします。

#### 記

1. 罰則を新設される場合は、悪質な運転の要件を「心身の状態により正常な運転が困難になる可能性が高いことを認識しながら運転をした場合」とし、「発作を伴う病気」を要件として限定することはやめてください。
2. 罰則は、上記要件を満たすすべての者を対象とし、適用の可否を個々に判断するようにしてください。

以上